



静岡県経済産業部

企業の皆様、働く皆様へ 米国関税措置及び物価高騰等に 係る支援策

○主な更新

【掲載終了】

- ・【厚生労働省】業務改善助成金

※本パンフレットは、作成時点に募集中の事業を掲載しています。

令和7年11月28日時点

○本資料は静岡県経済産業部のホームページにも掲載しております。



米国関税措置及び物価高騰等に係る支援策

相談窓口	<p>【中小企業】 経営に関する相談 (静岡県産業振興財団)</p> <p>【中小企業】 資金繰りに関する相談 (商工金融課)</p> <p>【農業者】 経営安定に関する相談 (農業戦略課)</p> <p>【林業者】 経営安定に関する相談 (林業振興課)</p> <p>【水産業者】 経営安定に関する相談 (水産振興課)</p> <p>【農林水産物の生産者・食品メーカー】 海外輸出に関する相談 (マーケティング課)</p>	関税	1
	参考 国等の特別相談窓口		
	<p>参考 【静岡県信用保証協会】 総合相談センター</p> <p>経営上の課題等に関する相談窓口一覧</p>	関税 物価	2
経営課題等について、専門家派遣を利用したい。	中小企業等専門家派遣事業	物価	3
	参考 【経済産業省】 ミカタプロジェクト (自動車部品サプライヤー支援)	物価	4
		物価	5
制度融資を利用したい。	県制度融資「経済変動対策貸付」 通常枠、米国関税対応枠	物価	6
	参考 【日本政策金融公庫】 経営環境変化対応資金 (セーフティネット貸付) 農林漁業セーフティネット資金	物価	7
		物価	8
雇用の維持を図りたい。	参考 【厚生労働省】 雇用調整助成金	物価	9
		物価	10
新たなビジネスモデルの構築などに取り組みたい。	中小企業等収益力向上事業費補助金 (米国関税対応枠)	物価	11
	参考 【静岡県中小企業団体中央会】 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金	物価	12

摘要:表中の「関税」「物価」は、本誌統合前の令和7年7月7日付け「米国追加関税措置に係る支援策(=関税と表記)」、「物価高騰等に係る支援策(=物価と表記)」パンフレットへの各種支援策の掲載状況を示す。

米国関税措置及び物価高騰等に係る支援策

海外の生産拠点の移転や海外の販路開拓について相談したい。	参考 【JETRO、SIBA】 生産拠点、販路開拓	関税 物価	13
新エネ・省エネ設備導入について相談したい。	県制度融資「脱炭素支援資金」	物価	14
ガス及び電気料金の高騰による影響を軽減したい。	LPGガス料金高騰対策緊急支援事業費助成	物価	15
	特別高圧電力価格高騰対策緊急支援事業費助成	物価	
ロボットやIoTなどの製品を導入したい。	参考 【中小機構】 中小企業省力化投資補助金	物価	16
就職相談、キャリアカウンセリング等の各種アドバイスを受けたい。	しづおかジョブステーション運営事業	物価	17
資格の取得やスキルアップをして再就職したい。	離職者等再就職支援事業	物価	18
デジタル化等の技術革新に対応するための在職者訓練を受けたい。	デジタル化等促進職業訓練事業	物価	19
静岡県へのU/Iターン就職をしたい。	静岡U/Iターン就職サポート事業	物価	20
新卒者等の採用に向けて、インターンシップを導入したい。	静岡県インターンシップ導入ヘルプデスク	物価	21
首都圏等のプロフェッショナル人材や副業・兼業人材を活用したい。	プロフェッショナル人材確保事業費補助金副業・兼業人材確保事業費補助金	物価	22
適切な価格転嫁に取り組みたい。	パートナーシップ構築宣言 (取引適正化に関する支援)	物価	23

【参考】国や産業支援機関のホームページ

・中小企業等事業再構築促進事業の詳細については、経済産業省のホームページをご覧ください。



※県が運営する企業参加型オンラインコミュニティ「しづおか産業創造プラットフォーム」では、県だけでなく国や市町、産業支援機関の最新の補助金等の支援情報の検索が可能です。



相談窓口（米国関税措置関係）

関税

中小企業、小規模事業者の各種相談には、下記の相談窓口で応じています。

窓口	相談内容	連絡先
静岡県中小企業支援センター [(公財)静岡県産業振興財団] 8:30～17:15（土日祝日を除く）	中小企業・小規模事業者の経営上の課題など各種相談に対応	電話 054-273-4434 静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館4階 

窓口	相談内容	連絡先
静岡県経済産業部		静岡市葵区追手町9-6
商工金融課	中小企業への融資など 資金繰りに関する相談	電話 054-221-2525
農業戦略課	経営安定等に関する相談	電話 054-221-3290
林業振興課		電話 054-221-2653
水産振興課		電話 054-221-2658
マーケティング課	農林水産物・食品の輸出に関する相談	電話 054-221-3713

【参考】国等の特別相談窓口

区分	内容	連絡先
静岡県信用保証協会 総合相談センター	資金繰り支援・経営支援など	電話 中部：0120-783-507 西部：0120-783-508 東部：0120-783-509
静岡県中小企業団体中央会	中小企業・小規模事業者に対する経営に関する相談	電話 054-254-1511 静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館5階 
静岡県よろず支援拠点 [静岡商工会議所] 9:30～12:00, 13:00～17:00 (土日祝日を除く)	中小企業・小規模事業者が抱える経営課題についてワンストップで対応	電話 054-253-5117 静岡市葵区紺屋町 11-17 桜井・第一共同ビル6階 
日本政策金融公庫	資金繰りに関する相談に対応	電話 静岡支店 中小企業事業：054-254-3631 国民生活事業：0570-049824 電話 浜松支店 中小企業事業：053-453-1611 国民生活事業：0570-049890 電話 沼津支店 国民生活事業：0570-050737
商工中金		電話 静岡支店：054-254-4131 浜松支店：053-454-1521 沼津支店：055-920-5000

最寄りの商工会・商工会議所でも相談を受け付けています。
いずれの窓口も相談は無料です。

各種相談窓口
(静岡県HP)

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/keizaisangyo/1071636.html>



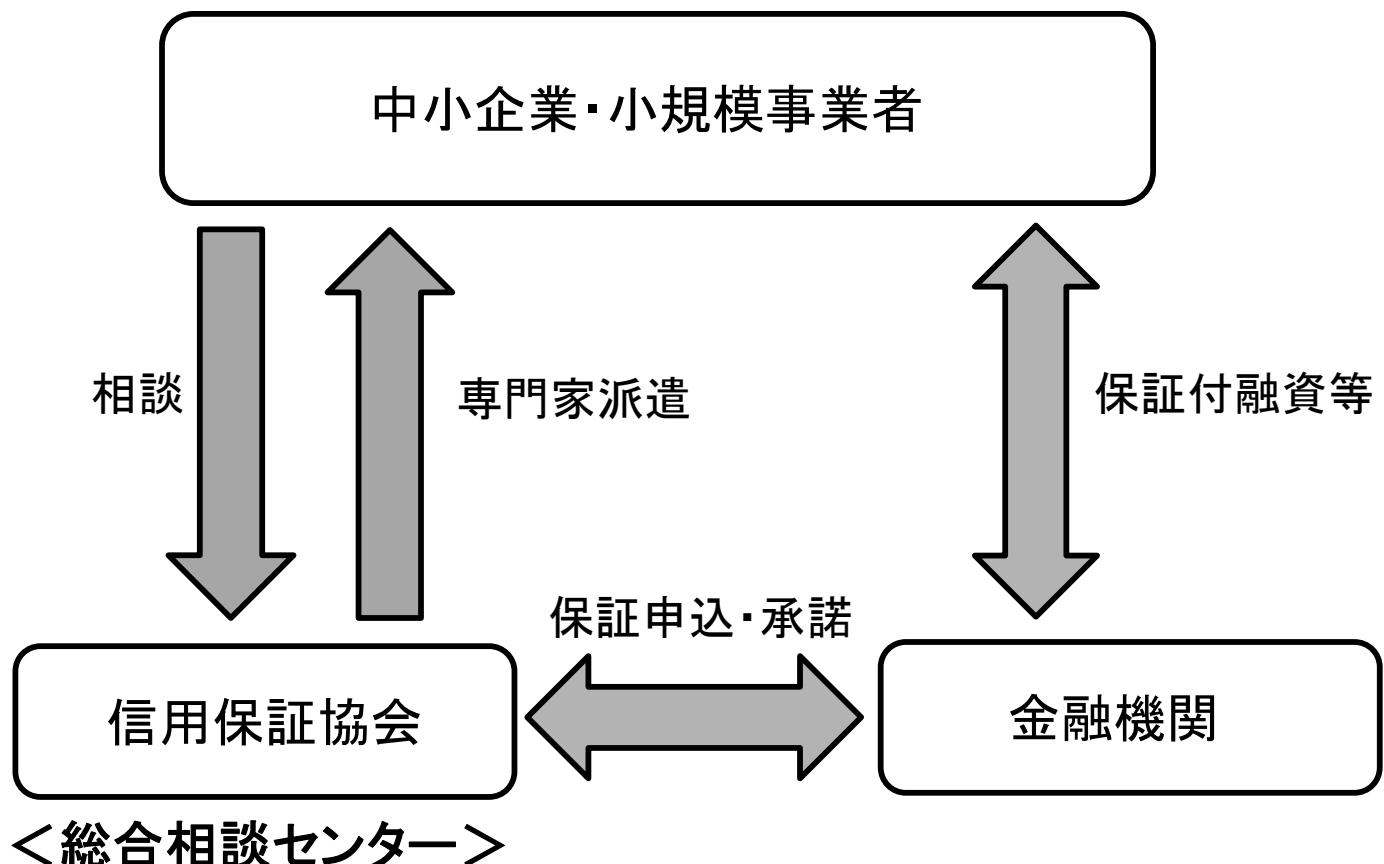
【静岡県信用保証協会】

総合相談センター

関税

物価

静岡県信用保証協会では、中小企業・小規模事業者を対象に、ライフステージに応じたさまざまな相談にお応えする総合相談センターを静岡・浜松・沼津に開設しています。



保証付き融資や専門家派遣などを組み合わせることによって、資金繰り支援・経営支援を行います。

お問い合わせ先等

静岡県信用保証協会
 中部総合相談センター (0120-783-507)
 (本店)
 西部総合相談センター (0120-783-508)
 (浜松支店)
 東部総合相談センター (0120-783-509)
 (沼津支店)



<https://www.cgc-shizuoka.or.jp>

経営上の課題等に関する相談窓口一覧

中小企業、小規模企業者の各種相談には、下記の相談窓口で応じています。

窓口	相談内容	連絡先
静岡県よろず支援拠点 [静岡商工会議所] 9:30~12:00, 13:00~17:00 (土日祝日を除く)	中小企業・小規模事業者が抱える経営課題についてワンストップで対応	電話 054-253-5117 静岡市葵区紺屋町 11-17 桜井・第一共同ビル6階 
静岡県中小企業活性化協議会 [静岡商工会議所] 9:30~12:00, 13:00~17:00 (土日祝日を除く)	経営面の課題を抱える中小事業者に伴走し、金融機関等と協力しながら実践的、効果的に支援	電話 054-253-5118 静岡市葵区黒金町 20-8 静岡商工会議所会館 3階 
静岡県中小企業支援センター [(公財)静岡県産業振興財団] 8:30~17:15 (土日祝日を除く)	中小企業・小規模事業者の経営上の課題など各種相談に対応	電話 054-273-4434 静岡市葵区追手町 44-1 静岡県産業経済会館4階 
下請かけこみ寺 [(公財)静岡県産業振興財団] 9:30~12:00, 13:00~17:00 (土日祝日を除く)	中小事業者が抱える取引上のトラブル（代金未払い、単価引き下げ要求、買いたたきなど）について、専門家が問題解決に向けて助言	電話 0120-418-618 ※全国共通 静岡県内からかけると 静岡県のかけこみ寺につながります。 静岡市葵区追手町 44-1 静岡県産業経済会館4階 

最寄りの商工会議所・商工会でも各種相談を受け付けています。
いずれの窓口も相談は無料です。

【参考】専門家派遣

区分	内容	連絡先
中小企業等専門家派遣事業 [(公財)静岡県産業振興財団]	中小企業者等が抱える経営上の問題（物価高騰に関連する課題も含まれます）に対して専門家を派遣し助言 ※経費の1/3は自己負担	電話 054-273-4434 静岡市葵区追手町 44-1静岡県産業経済会館4階
小規模企業ビジネスパワーアップ支援事業 [商工会議所・商工会]	小規模事業者の多岐に渡る経営上の課題（物価高騰に関連する課題も含まれます）の解決に向けて、要請に応じて専門家を派遣し助言 ※経費の1/3は自己負担	最寄りの商工会議所・商工会 静岡県商工会連合会 電話 054-255-8080

経営上の課題等に関する相談窓口一覧

農業経営に関する各種相談は、下記の相談窓口で応じています。

窓口	相談内容	連絡先
静岡県農業経営・就農支援センター [(公社) 静岡県農業振興公社内] 9:30~12:00, 13:00~17:00 (年末年始・土日祝日を除く)	農業者が抱える経営課題について 対応	電話 054-250-8988 静岡市葵区茶町 2-8-1銀行会館内 

農林水産業に関するご相談は、下記連絡先にお問い合わせください。

※9:30~12:00, 13:00~17:15 (年末年始・土日祝日を除く)

窓口	相談分野	連絡先
静岡県経済産業部 静岡市葵区追手町9-6	農業戦略課	農業 054-221-2669
賀茂農林事務所 下田市中531-1	企画経営課 森林整備課	農業 0558-24-2076 林業 0558-24-2082
東部農林事務所 沼津市高島本町1-3	企画経営課 森林整備課	農業 055-920-2160 林業 055-920-2169
富士農林事務所 富士市本市場441-1	企画経営課 森林整備課	農業 0545-65-2321 林業 0545-65-2202
中部農林事務所 静岡市駿河区有明町2-20	企画経営課 森林整備課	農業 054-286-9276 林業 054-286-9066
志太榛原農林事務所 藤枝市瀬戸新屋362-1	企画経営課 森林整備課	農業 054-644-9225 林業 054-644-9243
中遠農林事務所 磐田市見付3599-4	企画経営課 森林整備課	農業 0538-37-2285 林業 0538-37-2301
西部農林事務所 浜松市中央区中央1-12-1	企画経営課	農業 053-458-7209
西部農林事務所 天竜農林局 浜松市天竜区二俣町鹿島559	森林整備課	林業 053-926-3124
静岡県経済産業部 静岡市葵区追手町9-6	水産振興課	水産業 054-221-2744
水産・海洋技術研究所 焼津市鰯ヶ島136-24	普及総括班	水産業 054-627-1816

中小企業等専門家派遣事業

関税

物価

中小・小規模事業者等の経営等に関する課題解決を支援するため、各分野の専門家を派遣します。

ご利用いただける方	中小・小規模事業者等
経営相談の概要	<p>(派遣可能な専門家)</p> <p>中小企業診断士、税理士、公認会計士、社会保険労務士、弁護士、司法書士、行政書士、ＩＴコーディネーターなどの派遣元に登録している専門家</p> <p>(相談例)</p> <p>労務管理、事業計画の見直しの相談のほか、資金繰りの安定化、ＢＣＰ計画の策定など</p>
費用負担等	<p>専門家への謝金及び旅費の2／3を県が負担します。</p> <p>※1回（日）につき1万円～2万円程度ご負担いただきます。</p> <p>※利用回数には上限があります。</p>
お申込み先	<p>静岡県産業振興財団又は最寄の商工会・商工会議所、静岡県中小企業団体中央会で受付中です。</p> <p>※静岡県産業振興財団 電話：054-273-4434</p> <p>※静岡県中小企業団体中央会 電話：054-254-1511</p>

お問合せ先等

経営支援課（054-221-2526）

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigiyoshien/1040798/1043026.html>



ミカタプロジェクト（自動車部品サプライヤー支援）

中堅・中小自動車部品サプライヤーに対し、経営アドバイスや各種支援策を紹介する「ミカタプロジェクト」を強力に実施します。

ご利用 いただける方	中堅・中小の自動車部品サプライヤー
	<ul style="list-style-type: none">○個別相談 コーディネーター（自動車メーカーのOB等）が、相談企業の悩み事をヒアリングし、経営・技術相談が受けられます。
支援内容	<ul style="list-style-type: none">○セミナー等 自動車業界の潮流、CASEやカーボンニュートラル等に関するセミナー等を開催し、最新情報を提供します。○専門家派遣 サプライヤーの相談内容に応じて、専門家派遣や各種支援機関との協力により、課題の解決を目指します。



県制度融資「経済変動対策貸付」 通常枠、米国関税対応枠

関税

物価

米国関税措置による影響を受けた事業者が「経済変動対策貸付」を利用する場合の要件を緩和するとともに、融資枠を拡充しました。
※「経済変動対策貸付（通常枠）」もご利用いただけます。

資金名	経済変動対策貸付 (通常枠)	(新たに創設) 経済変動対策貸付 (米国関税対応枠)
融資枠	100億円	100億円
融資対象者	県内において、1年以上同一事業を営んでいる中小企業、組合	
融資要件	<ul style="list-style-type: none"> ○売上高減少要件 最近3か月間の売上高が前年同期比で10%以上減少している中小企業者 ○対象 全業種 	<ul style="list-style-type: none"> ○売上高減少要件 米国関税措置により、直近1か月の売上高が前年同月比5%以上減少し、かつ今後2か月間を含めた3か月間の売上高が前年同期比で5%以上減少することが見込まれる中小企業者 ○対象 全業種
資金使途	設備資金、運転資金	
融資限度額	5,000万円	経済変動対策貸付全体で 8,000万円
融資期間	10年以内（据置期間：設備3年以内、運転2年以内）	
融資利率	1.50%または1.60%（固定）	
保証制度	信用保証協会の保証必須 ・普通保証（0.28～1.20%） ・SN保証等（0.50%～0.80%）	
取扱期間	通年	令和7年6月11日～令和8年3月31日

お問合
せ先等

県内金融機関 商工金融課（054-221-2525）

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/seidoyushi/1003428/1073102.html>



経営環境変化対応資金（セーフティネット貸付）

経済的環境の変化などにより、一時的に業況の悪化を来している
中小企業、小規模事業者の経営基盤の強化を支援します。

	国民生活事業	中小企業事業
制度名	経営環境変化対応資金 (セーフティネット貸付)	
融資限度額	4,800万円	7億2,000万円
融資期間	設備資金：15年以内（うち据置期間：3年以内） 運転資金：8年以内（うち据置期間：3年以内）	

※制度の詳細は下記のURLを御確認ください。

日本政策金融公庫 県内各支店

静岡支店

中小企業事業：054-254-3631

国民生活事業：0570-049824

浜松支店

中小企業事業：053-453-1611

国民生活事業：0570-049890

沼津支店

国民生活事業：0570-050737



https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/07_keieisen_m_t.html

お問合せ先
等

農林漁業セーフティネット資金

経済的環境の変化などにより、一時的に業況の悪化を来している農業経営の維持・再建を支援します。

項目	内 容
資金用途	運転資金
融資要件	<p>主に次の①～⑦のいずれかに該当する主業農林漁業者等</p> <p>①最近の決算期における粗収益が前期に比し10%以上減少している方 ②最近の決算期における所得率又は純利益額が前期に比し悪化している方 ③最近の決算期における所得の赤字幅が前期に比し縮小したものの、依然として赤字が生じている方 ④前期の決算期において所得で赤字が生じており、最近の決算期において所得が黒字化したものの、2期合計で赤字である方 ⑤前期の決算期において所得で赤字が生じており、最近の決算期において所得が黒字化したものの、債務償還可能年数（長期負債 ÷（純利益額 + 減価償却費））が20年以上である方 ⑥売掛金等債権の回収条件、買掛金等債務の支払条件その他の取引条件の悪化が生じている方 ⑦一時的な農産物価格の低下や資材価格の高騰等社会的な要因により経営に著しい支障を来している方（ただし農業経営に著しい影響を及ぼすとして主務省が指定した事象に限る）</p>
融資限度額	<p>一般：600万円</p> <p>特認：年間経営費等の6/12以内（簿記記帳を行っており、特に必要と認められる場合）</p>
融資期間	15年以内（うち据置期間3年以内）



雇用調整助成金

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業、教育訓練、出向に要した費用の一部を助成します。

※支給要件などの詳細は、厚生労働省雇用調整助成金ホームページをご確認ください。

項目	内 容	
支給対象となる事業主の要件	売上高または生産量などの事業活動を示す指標について、その最近3か月の月平均値が前年同期に比べて10%以上減少していること ほか	
助成対象となる労働者	支給対象となる事業主に雇用される雇用保険被保険者 ※一部対象とならない労働者もいます。	
助成額の算定方法	休業 ・ 教育訓練 <ul style="list-style-type: none"> 休業手当又は教育訓練を実施した場合の賃金に相当する額 × 助成率 ※ 助成率 2/3 (中小)、1/2 (大企業) 日額上限額 8,870円 (1人1日当たり) 教育訓練を実施した場合は、訓練加算あり 1,200円 (1人1日当たり) 累計の支給日数が30日に達した判定基礎期間の次の判定基礎期間からは、教育訓練実施率により、助成率及び教育訓練加算額が変動する。 出向 <ul style="list-style-type: none"> 出向元事業主の出向労働者の賃金に対する負担額 × 助成率 ※ 助成率 2/3 (中小)、1/2 (大企業) 	
申請方法等	窓口・郵送・オンライン	
申請書の入手先	厚生労働省雇用調整助成金ホームページ (下記URLまたは二次元コード)	

お問合せ先等

静岡労働局 助成金センター
(054-653-6118)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_20200515.html



中小企業等収益力向上事業費補助金 (米国関税対応枠)

関税

米国関税措置に対応するための販路拡大や新商品開発、生産性向上等の新たな取組を支援します。

区 分	内 容
対象	<ul style="list-style-type: none">○事業 以下の要件のすべてを満たすもの ①米国関税措置の影響を受けている、又は今後受ける見込みがあるもの ②米国へ輸出している若しくは米国から輸入している、又は今後その予定があるもの○経費<ul style="list-style-type: none">・専門家謝金、機械装置費、展示会等出展費、専門家謝金、外注費等○事業者<ul style="list-style-type: none">・米国関税措置に対応するための、販路拡大や新商品開発、生産性向上等の新たに取り組む中小企業者等
補助額	<ul style="list-style-type: none">○補助率 補助対象経費の1/2以内○上限300万円（下限50万円）
期間	交付決定日から令和8年3月20日まで
募集期間	当初募集：令和7年8月1日から9月1日まで 再募集：令和7年9月26日から10月27日まで

経済産業部 商工業局 商工振興課（054-221-2512）

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/shienhojokin/1077292.html>



ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(グローバル枠)

中小企業、小規模事業者の生産性向上や持続的な貯上げに向けた、革新的な新商品・新サービス開発や海外需要開拓を行う事業に必要な設備投資等を支援します。

項目	内 容
概 要	海外事業※を実施し、国内の生産性を高める取り組みに必要な設備・システム投資等を支援 ※海外事業とは、海外への直接投資に関する事業、海外市場開拓（輸出）に関する事業、インバウンド対応に関する事業、海外企業との共同で行う事業をいいます。
補助上限	3,000万円(下限100万円)
補助率	中小企業 1/2 小規模企業・小規模事業者 2/3
補助事業実施期間	交付決定日から12か月 (ただし採択発表日から14か月後の日まで)
補助対象経 費	機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費 (グローバル枠のうち、海外市場開拓（輸出）に関する事業のみ) 海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費

※米国の自動車関税発効等の影響を受けた事業者が出てきた場合には、優先的に採択。
経済産業省ホームページ「米国の自動車関税発効等を受けた短期の支援策」より



【JETRO、SIBA】 生産拠点、販路開拓

参考

関税

物価

海外の生産拠点の移転や海外の販路開拓について支援します。

窓口	対応	連絡先
J E T R O [日本貿易振興機構] 9:00～17:00 (土日祝日を除く)	貿易等に関する各種相談に対応	<p><u>J E T R O 静岡</u> 電話 054-352-8643 静岡市清水区日の出町9-25 清水マリンビル5階</p> <p><u>J E T R O 浜松</u> 電話 053-450-1021 浜松市中央区東伊場2丁目7番1号 浜松商工会議所会館5階</p> <p><u>ジェトロ本部「米国関税措置等に伴う日本企業相談窓口」</u> 電話 03-3582-5651</p> <p>https://www.jetro.go.jp/news/announcement/2025/028d1921932c0ee1.html</p> 
S I B A (シーバ) [(公社)静岡県国際経済振興会] 9:00～17:00 (土日祝日を除く)	海外進出、輸出販路開拓等、海外ビジネス各種相談に対応	電話 054-254-5161 静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館4階

お問合せ先等

上記の各連絡先参照

県制度融資「脱炭素支援資金」

新エネ・省エネ、脱炭素に係る取組を支援する中小企業向け制度融資です。

項目	内 容
資金使途	設備資金・運転資金
融資要件	<p>① 新エネ・省エネ設備等を導入しようとするもの ア 下記の8設備を導入する場合、又はこれらの設備と複合的に省エネ効果のある設備等を導入する場合（特別型）</p> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; margin-left: 20px;"> 太陽光発電設備、地熱発電設備、風力発電設備、太陽熱利用設備、 水力発電設備、天然ガスコージェネレーション、バイオマス発電設備、 バイオマス熱利用設備 </div> <p>イ それ以外（一般型）</p> <p>② 温室効果ガス排出削減計画書制度に基づき、計画書を県に提出したもの ③ EV、FCV等の温室効果ガス排出削減に寄与する自動車等を導入しようとするもの ④ 環境性能評価（CASBEE静岡）でBEEランクがS又はAの評価を受けた工場等建築物を建築するもの</p>
融資限度額	1億円（天然ガスコージェネレーション：3億円）
融資期間	10年以内（据置期間：1年以内）
融資利率	1.40%以内【利子補給0.67%以内】 (上記①イと②の場合 1.60%以内【利子補給0.47%以内】)
保証制度 保証料率	(普通、エネルギー需給安定対策) 0.30%～1.30% (エネルギー対策) 0.98%

お問合
せ先等

県内金融機関
商工金融課（054-221-2525）

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigiyoshien/seidoyushi/1003428/1028459.html>



LPガス及び特別高圧電気料金の高騰による影響緩和のための支援

物価

国の物価高対策に呼応し、令和7年度6月補正として、LPガス料金及び電気料金（特別高圧電力）の高騰による影響を緩和するため、支援を行います。

LPガス料金高騰対策緊急支援事業費助成

LPガス利用者の負担軽減を図るため、小売事業者に使用料金の値引き原資を支援します。

区分	内 容
支援方法	小売事業者に値引き原資を補助し、一般消費者等の料金を値引き
支援対象	LPガス（プロパンガス）を利用する一般家庭、事業所（工業用を除く）
支援額	上限 600円/戸
対象期間	令和7年7月～9月
備 考	事業に参加するLPガス販売事業者が値引きを行いますので、消費者の方は申請不要です

特別高圧電力価格高騰対策緊急支援事業費助成

エネルギー価格高騰の影響を受ける事業者の事業継続を引き続き支援するため、特別高圧契約で受電する中小企業等に対して、支援金を支給します。

区分	内 容
支援対象	特別高圧電力を受電している中小企業等
支援額	1.0 円/kWh（令和7年7、9月使用分） 1.2 円/kWh（ “ 8月使用分）
対象期間	令和7年7月～9月使用相当分
備 考	静岡県特別高圧電力価格高騰対策支援金事務局ホームページを御確認ください

お問合せ先等

静岡県特別高圧電力価格高騰対策支援金事務局
(平日9:00～17:00) (050-5369-9431)

<https://sigma-jp.co.jp/landing/shizuokaHighV/index.shtml>



中小企業省力化投資補助金

人手不足解消に効果があるロボットやIoT等の製品を導入するための経費を国が補助することにより、簡易で即効性がある中小企業の省力化投資を促進し、売上拡大や生産性向上を図るとともに、賃上げにつなげることを目的とした補助金です。

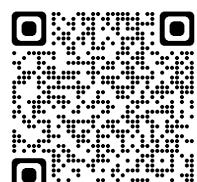
補助対象 事業	人手不足の中小企業などが、省力化製品を対象製品のリスト（カタログ）から選んで導入し、販売事業者と共同で「労働生産性 年平均成長率3%向上」を目指す事業計画に取り組むもの																	
補助対象 経費	省力化製品の設備投資における（1）製品本体価格、（2）導入に要する費用（導入経費）																	
補助率等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>従業員数</th> <th>補助率</th> <th>補助上限額</th> <th>賃上達成した場合※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5名以下</td> <td rowspan="3">1/2</td> <td>200万円</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>6~20名</td> <td>500万円</td> <td>750万円</td> </tr> <tr> <td>21名以上</td> <td>1,000万円</td> <td>1,500万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※補助上限額の引き上げを適用する場合、事業終了時に①給与支給総額+6%以上かつ、②事業場内最低賃金+45円以上とする計画を策定し申請する必要があります。</p>				従業員数	補助率	補助上限額	賃上達成した場合※	5名以下	1/2	200万円	300万円	6~20名	500万円	750万円	21名以上	1,000万円	1,500万円
従業員数	補助率	補助上限額	賃上達成した場合※															
5名以下	1/2	200万円	300万円															
6~20名		500万円	750万円															
21名以上		1,000万円	1,500万円															

※公募期間や公募条件等の最新の情報は、中小企業省力化投資補助事業事務局 ホームページをご確認ください。

お問合
せ先等

補助事業事務局センター（9時30分～17時30分）
(0570-099-660 または03-4335-7595)
中小企業省力化投資補助事業事務局HPをご参照ください。

<https://shoryokuka.smrj.go.jp/>



しづおかジョブステーション運営事業

「しづおかジョブステーション」では、学生・若者や中高年齢者など求職活動を行うすべての方に対し就職支援を実施しています。

区分	内容
就職相談・心の健康相談	<ul style="list-style-type: none"> ○学生、若者、就職氷河期世代、中高年齢者など、年代や個々の状況に応じた就職相談、各種アドバイスを就職センターが行います。 ○臨床心理士が就職に向けて心の健康相談を行います。
外国人向けの相談	<ul style="list-style-type: none"> ○日本語を話せない方が、仕事の相談や面接の練習ができるよう外国語の通訳を配置しています。 (しづおかジョブステーション西部：ポルトガル語)
セミナー	<ul style="list-style-type: none"> ○年代やニーズなどに応じ、スキルアップなど様々なセミナーを行います。
場所	<ul style="list-style-type: none"> ○しづおかジョブステーション東部 (055-951-8229) 場所：沼津市大手町1-1-3 沼津産業ビル2階 ○しづおかジョブステーション中部 (054-284-0027) 場所：静岡市駿河区南町14-1 水の森ビル3階 ○しづおかジョブステーション西部 (053-454-2523) 場所：浜松市中央区中央1-12-1 県浜松総合庁舎1階

離職者等再就職支援事業

離職した方の再就職を支援するため、離転職者向けの職業訓練を実施します。

区分	内容
事業内容	再就職を目指す際に必要な知識、技能・技術の習得を目的とした職業訓練を実施しています。
応募資格	○ハローワークへ求職申込みをしている離職者の方、かつハローワークの所長が訓練の受講を認めた方 (就職意欲や受講意欲が低い方は対象になりません。)
申込先	住所を管轄するハローワークへお申込みください。
実施場所	県立工科短期大学校等が委託する民間教育訓練機関
訓練期間	2～24ヶ月（訓練コースによって異なります。）
訓練内容	○介護分野、デジタル分野、パソコンスキル ○会計・簿記、医療・調剤事務 ほか 詳細は、以下のHPをご覧ください。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 職業能力開発課 離転職者訓練 </div> https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/shuroshien/nouryokukaihatsu/041876/1026566.html
募集期間	募集期間は訓練コースにより異なります。 上記のHPをご確認いただきか、工科短期大学校等にお問い合わせください。
連絡先	<東部> 工科短期大学校 沼津キャンパス TEL055(925)1072 <中部> 工科短期大学校 静岡キャンパス TEL054(345)3098 <西部> 浜松技術専門校 TEL053(462)5602

デジタル化等促進職業訓練事業

社会・経済環境が急速に変化する中、デジタル化等の技術革新に
対応するための在職者訓練を実施します。

区分	内 容
ご利用 いただける方	原則、民間企業や自営で働いている方（契約社員等を含む）で、県内在住または在勤の方
事業内容	3次元設計、IoT活用などの技術革新に対応した訓練を実施し、中小企業等の労働生産性向上を支援します。
訓練内容 デジタル化対応	<ul style="list-style-type: none"> ○在職者訓練の高度化 5軸制御加工機、3次元設計（CAE）など ○企業との連携訓練 射出成形、プレス加工、ロボット操作など (静岡県ものづくり人材育成協定に基づく訓練など) ○情報通信分野 IoTを活用したアプリ開発、組込みプログラムなど ○その他の成長産業分野 3Dプリンタ活用、非鉄金属加工など <p>詳細は、以下のHPをご覧ください。</p> <p>https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/shuroshien/nouryokukaihatsu/1041876/1026564.html</p>
実施機関	工科短期大学校、浜松技術専門校が実施します。



職業能力開発課
在職者訓練

静岡U I ターン就職サポート事業

静岡U I ターン就職サポートセンターでは、静岡県へのU I ターン就職を希望する方を対象に、就職支援を実施しています。静岡県での就職に必要な情報を提供するとともに、就活マナー や模擬面接の指導まで、就活を徹底的にサポートします。

区分	内容
就職相談・キャリアカウンセリング	<ul style="list-style-type: none"> ○キャリアカウンセラーがあなたの就職の悩みや疑問にマンツーマンで丁寧にお答えします。 あなたの希望や適性に合った企業を探し、就職まで徹底サポート。模擬面接指導も受けられます。 ○対面またはオンラインでの相談が可能です。
セミナー	<ul style="list-style-type: none"> ○静岡県へU I ターン就職するためのポイントや県内企業情報、先輩社員とのオンライン交流会など、内定獲得に役立つ情報をセミナーでお伝えします。 ○詳細については、静岡U I ターン就職サポートセンターのホームページをご覧ください。→https://shizuoka-de.com/
場所	<ul style="list-style-type: none"> ○静岡県移住相談センター(有楽町) (0120-025-023) 場所：東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館 8階ふるさと回帰支援センター内

静岡県インターンシップ導入ヘルプデスク

物価

静岡県では、就職活動におけるインターンシップの重要性の高まりを受け、静岡県内の中小企業を対象に、インターンシップの効果的な運営や実施内容の充実等、具体的な助言を行う相談窓口を設置しました。

区 分	内 容
対象及び 支援内容 (※1)参照	(1) インターンシップ未実施企業 インターンシップ導入に向けた学生のニーズを踏まえた、効果的なインターンシップの設計、運営などに対する支援。 (2) インターンシップ実施企業 既に実施しているインターンシップの内容の充実を図るための、具体的な支援など。
相談及び 受付時間 (※2)参照	(1) 電話 (070-2286-3404) 月曜日から金曜日の13:00から17:00 ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12/29~1/3)は除く (2) 受付フォーム(https://forms.gle/PJDJinUK1Da95zN99) 24時間受付 ※連絡は、平日(月から金)の13:00~17:00となります。
その他	(※1) 支援対象については、下記URLの要件をご確認ください。 https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/shuroshien/koyosuishin/1063307/index.html (※2) 相談方法については、電話、メール及びオンラインからお選びいただけます。

お問合
せ先等

産業人材課 (054-221-2573)

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/shuroshien/koyosuishin/1063307/index.html>

プロフェッショナル人材確保事業費補助金 副業・兼業人材確保事業費補助金

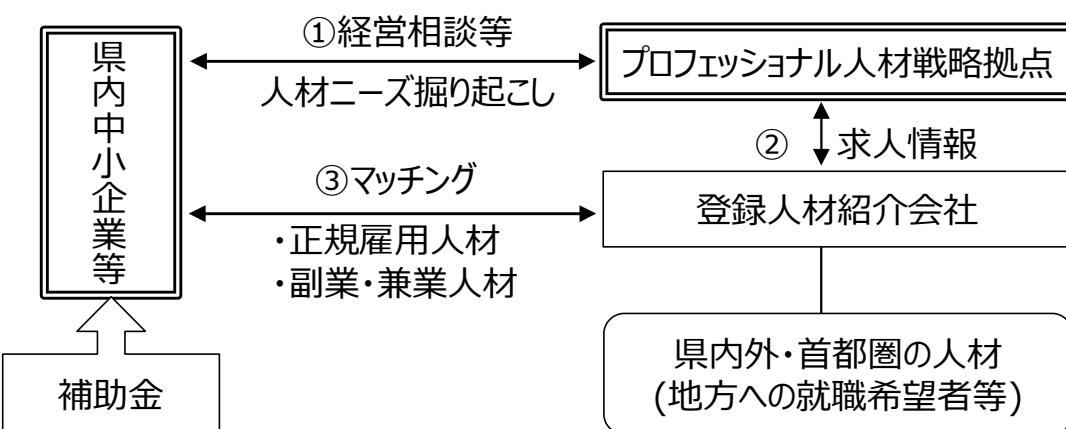
物価

県内中小企業等が、静岡県プロフェッショナル人材戦略拠点を活用して、首都圏等に在住するプロフェッショナル人材を正規雇用したり、副業・兼業人材を受け入れたりする取組を支援します。

区分	プロフェッショナル人材 確保事業費補助金	副業・兼業人材 確保事業費補助金	
雇用 形態	正規雇用	副業・兼業	
対象 経費	○登録人材紹介会社に 支払う人材紹介手数料	特別型 (初めて副業・兼業人材を活用)	一般型
		○人材紹介手数料 ○人材の交通費・宿泊費 ○人材への報酬	○人材紹介手数料 ○人材の交通費・宿泊費
補助率	1／2以内 (上限120万円)	8／10以内 (上限50万円)	1／2以内 (上限30万円)

＜スキーム＞

静岡県プロフェッショナル人材戦略拠点へ経営相談いただくことが前提となります。



～まず、静岡県プロフェッショナル人材戦略拠点へご相談ください～

静岡拠点	浜松分室
静岡市葵区黒金町20-8 (静岡商工会議所2F) TEL. 054-653-1015	浜松市中央区東伊場2-7-1 (浜松商工会議所内) TEL. 090-5038-4204

【制度関係】産業人材課 (054-221-2825)

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/shuroshien/koyosuishin/1045890/1026188.html>

お問合
せ先等

パートナーシップ構築宣言 (取引適正化に関する支援)

内閣府・中小企業庁・(公財)全国中小企業振興機関協会

①取引先との共存共栄の取組や、「取引条件のしわ寄せ」防止を代表者の名前で宣言

以下の項目について、企業の代表者の名前で宣言します。

- サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携
- 親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行（振興基準※）の遵守
- その他独自の取組

※下請中小企業振興法に基づく基準

(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkoukijyun.html>)



②「宣言」は(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに公表

③「宣言」企業は「ロゴマーク」を使用可能

④一部の補助金について加点措置を講じます。

- 対象となる補助金については、ポータルサイトをご覧ください。

「宣言」の内容について

未来を拓くパートナーシップ構築推進会議事務局

- 中小企業庁取引課 03-3501-1511

「宣言」の提出・掲載について

- (公財)全国中小企業振興機関協会

03-6228-3802

提出先URL : <https://www.biz-partnership.jp>



静岡県

産官労金の4者で「パートナーシップ構築宣言の普及・促進と実効性向上に向けた共同宣言」を行い、「適切な価格転嫁」の気運醸成に連携して取り組んでいます。

＜優遇措置・メリット等＞

- 県補助金の加点措置等の実施
- 官公需における公契約条例に基づく優先発注
- 取引適正化に関する講習会や価格交渉支援セミナーを開催
- 適正取引・価格転嫁などに関する窓口の設置
 - ・(公財)静岡県産業振興財団取引支援チーム (054-273-4433)

経済産業部 商工業局 商工振興課・地域産業課

TEL: 054-221-2182・2812



お問合
せ先等

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/introduction/soshiki/1002123/1054361.html>